

小金井市保育の質のガイドライン



© Studio Ghibli

令和3年3月

小金井市

目 次

1	ガイドラインの策定趣旨と位置づけ	1
2	ガイドラインの構成と活用方法	1
3	小金井市の保育の目指すもの・大切にしたいこと	2
4	基本目標	3
5	目指す保育・大切にしたい保育に必要なこと	5
(1)	保育の内容	5
①	子どもの権利	5
②	保育環境	6
③	保育内容	7
④	1歳未満児	8
⑤	1歳以上3歳未満児	9
⑥	3歳以上児	10
⑦	配慮を必要とする子どもの支援	11
(2)	健康及び安全	12
①	食育	12
②	健康	13
③	安全管理	14
④	災害への備え	15
(3)	子育て支援	16
①	保育施設を利用している保護者に対する子育て支援	16
②	地域の保護者等に対する子育て支援	17
(4)	保育者としての資質向上	18
6	保育の質の維持・向上に必要なこと	19
(1)	運営体制	19
(2)	保育の質の向上のための家庭及び地域社会との連携	20
資料	小金井市子どもの権利に関する条例	21

【用語の定義】

「保育者」：保育士をはじめ、看護師、調理員、栄養士など保育に関わる人を指します。

特定の施設に限定せず、市内の保育施設で保育に携わる人全体をさす場合に使用します。

<例文>「子どもたちが友達や**保育者**との食事での会話を楽しみ、友達と一緒に食べる喜びを感じながら給食を食べられるよう支援を行う。」

⇒市内で働く保育に関わる人全体に向けた言葉のため、「保育者」を使っています。

「職員」：それぞれの保育施設で働く人を指します。当該保育施設で働く人に限定する場合に使用します。

<例文>「各保育施設における給食方針や目標が計画され、計画に基づき**職員**同士が定期的に情報交換し、連携を図って食に関する取組を行う。」

⇒各保育施設（特定の施設）において保育に関わる人に向けた言葉のため、「職員」を使っています。

1 ガイドラインの策定趣旨と位置づけ

小金井市においては、これまで国の保育所保育指針等を踏まえた環境の整備及び教育・保育の質の向上、保育者の専門性の向上を目指してきましたが、その取組は、主に各保育施設での主体的な取組に対する支援が中心となっていました。近年、保育施設の増加と待機児童の減少とともに、保育の質がさらに注目される中、全国的にも質のガイドライン等を自治体単位で策定し、それを活用することにより、さらなる質の向上を目指す取組が始まっています。

市では、これらのことも踏まえ、子どもの幸福と権利保障を第一として、保育を希望する家庭や子どもが等しく保育サービスを受けられ、健やかな成長ができるよう、保育の質の維持・向上に関して市全体で取り組むべき方向性を示すため、令和3年3月に「小金井市すこやか保育ビジョン」を策定しました。

「小金井市すこやか保育ビジョン」の中では、ビジョン及び本市の質の向上の根本となる「小金井市の保育の目指すもの・大切にしたいこと」を定めるとともに、保育の質の維持・向上に関して市全体で共通し得る枠組みとなる「保育の質のガイドライン」を定めています。

このガイドラインを、小金井市における保育の指針として市内の保育施設に関わるすべての保育者・保護者と共有し、さらなる保育の質の向上を目指していきます。

2 ガイドラインの構成と活用方法

本ガイドラインは、小金井市の保育の質の維持・向上のため、各保育施設・各保育者に大切にしたい基本的な考え方を記載したもので、「5 目指す保育・大切にしたい保育に必要なこと」は主に保育者に向けた、「6 保育の質の維持・向上に必要なこと」は主に保育施設や保育事業者に向けた内容としています。

記載にあたっては、広く子どもの最善の利益のために、保育施設や保育者ができることの可能性を狭めぬよう、具体的な手段を列挙するのではなく、その一例を掲げる程度にとどめることとしました。

そのため、まずは、各保育施設・各保育者が、本ガイドラインに書かれたそれぞれの内容に沿った保育を実践するために、子どもに対してできることについて考え、また現在行っている保育内容で十分かどうか、ほかにできることはないかなどについても考えながら、日々の保育を行っていただくことを基本としています。

さらに、保育施設の中での職員同士の意見交換や話し合いなどの場において、ガイドラインに記載されていないが各保育施設での保育で当てはまることはないか、また新たにできることはないかなど、ワークシートのように活用することで、保育施設内での保育の質の維持・向上を図ることを期待するものでもあります。

本ガイドラインの活用にあたっては、各保育施設・各保育者個人での活用のほか、今後、研修等を通じて、保育者間での共有、意見交換なども重ねながら、共通理解を深めるとともに、より実践的な活用に結びつけるために、事例の共有や新たな保育実践に繋げるための検討に役立てていただくことを目指しています。

そして、これらを積み重ねていく中で、必要に応じ見直しを行います。

3 小金井市の保育の目指すもの・大切にしたいこと

「小金井市すこやか保育ビジョン」(令和3年3月策定)は、子どもの幸福と権利保障を第一として、保育を希望する家庭や子どもが等しく保育サービスを受けられ、健やかな成長ができるよう、保育の質の維持・向上に関して市全体で取り組むべき方向性を示すものです。

保育施設では日々、自己評価を通じて保育の質の向上が図られています。

保育は人、モノ、環境などさまざまな要素が絡み合って子ども一人ひとりを尊重して実践されているので、その質について一義的に定義をすることが簡単ではありません。このビジョンでは保育の質自体を定義するのではなく、ビジョン及び本市の質の向上の根本となる「小金井市の保育の目指すもの・大切にしたいこと」を以下のとおり決めました。

すべての子どもは、大切な存在として愛され、一人ひとりが持てる力を十分に発揮することで、健やかに育っていきます。そして、そのためには、子どもの幸福と権利の保障は、欠くことのできない基本的なことです。

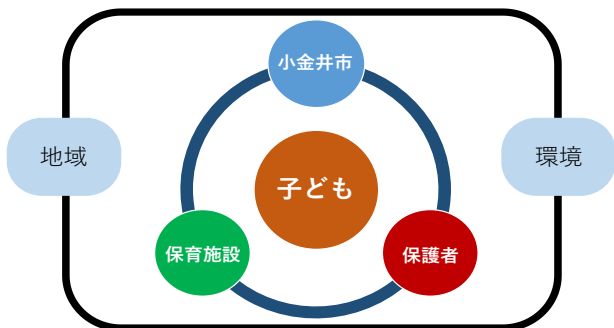
小金井市は、子どもを中心として、保護者と地域とともに、子どもの育ちを後押しする責務を有し、すべての子どもが、「小金井市子どもの権利に関する条例」に基づき、質の高い安心できる保育をどこにおいても享受できるよう努めなければなりません。

すべての保育の機会において、豊かな育ちと発達が保障される環境を、将来にわたり実現するために、小金井市は、「小金井の保育の目指すもの・大切にしたいこと」を定めます。

～小金井市の保育の目指すもの・大切にしたいこと～

すべての子どもの最善の利益を保障し、
現在を最もよく生き、望ましい未来を
作り出す力の基礎を培います。

地域の自然や人々とつながる中で
多様な体験や仲間づくりを通して
質の高い保育を目指します。



わたしたちは

子ども一人ひとりの最善の利益を ともに考え続け

尊重していきます

【子どもの育ち】

- 安心できる大人との信頼関係をもとに、一人ひとりの思いや生活リズムを尊重し、心身をすこやかに育みます。
- 生活や遊びの中で様々な体験をし、考え、表現する力の基礎を身に付けることができるよう豊かで多様な環境を整えます。
- 一人ひとりの違いを尊重し、自分も友達も大切にす豊かな人間性を育みます。

【保育者・保育施設と保護者のかかわり】

- 保護者と保育者がそれぞれの役割・専門性を用いて連携し、一人ひとりの子どもの生活全体について理解を深め、育ちを支えます。

【地域・環境】

- 様々な人々や組織と連携し、地域社会における生活体験の充実を図ります。
- 小金井の豊かな自然に親しむ中で子どもの探求心・好奇心を引き出します。

～ ガイドラインの見方 ～

ここでは、各保育施設・各保育者が守るべき「基本的な考え方」を記載しています。各保育施設・各保育者が、この内容に沿った保育を実践するため、子どもに対してできることについて考え、日々の保育の中でも常に念頭に置いて保育に当たってください。

(1) 保育の内容

① 子どもの権利

【基本的な考え方】

子どもの権利は・・・

重要です。

具体的な行動の一例

子どもの権利について・・・

小金井市子どもの権利に関する条例を知り・・・

子どもの気持ちや意志を尊重し・・・

この他に取り組むべき具体的な行動について考えてみましょう

ここは、上段の「基本的な考え方」に基づく、「具体的な行動の一例」を挙げたもので、ここに挙げられていることがすべてではありません。

各保育施設・各保育者は、この一例を参考にしながら、上段の「基本的な考え方」に沿った保育とはどのようなものか、今、行っていることでここに該当することは何かなどについて考え、話し合ってください。

(1) 保育の内容

① 子どもの権利

【基本的な考え方】

子どもの権利は、すべての子どもがかげがえのない一人の人間として尊重されるための権利であり、私たちにはその権利を守る責務があります。

子どもを取り巻く環境が多様化する中、一人ひとりの最善の利益を保障し、子どもの特性をとらえ、子どもに寄り添う保育を展開することが必要になっています。

市では子どもの権利を保障し、子どもの健やかな成長を願って「小金井市子どもの権利に関する条例」が平成21年3月に制定されました。子どもが学び育つ施設の一つである保育施設においても、この条例も十分踏まえた対応を行っていくことが重要です。

日々の保育においても、常に「子どもの権利」を意識し、どんな場面でも大人の都合を優先するのではなく、子どもの気持ちに寄り添い、深く共感しながら支援を行っていく事が重要です。

具体的な行動の一例

子どもの権利について職員全体で確認し、十分配慮する。

「小金井市子どもの権利に関する条例」を知り、育ち学ぶ施設での子どもの権利の保障について、職員全体で確認し、実践する。

子どもの気持ちや意志を尊重し、瞳や表情・態度から訴えている語りかけ等を真剣に受け止める。

子どもの羞恥心に配慮してかわわりを持つなど、一人の人間としての人格を尊重する。

不必要な声かけや、否定的な対応をしないなど、子どもを一人の人として尊重する。

子どもに対して不適切な対応を行っていないか、日常的に振り返る時間を持つ。

この他に取り組むべき具体的な行動について考えてみましょう

★小金井市子どもの権利に関する条例について★

条例では、第7条から第11条において、特に大切な権利として保障されなければならない5つの「子どもにとって大切な権利」(以下)を定めています。

- 安心して生きる権利
- 自分らしく生きる権利
- ゆたかに育つ権利
- 意見を表明する権利
- 支援を受ける権利

また、第13条において、「育ち学ぶ施設での子どもの権利の保障」として、子どもがまなび育つ施設の関係者が取り組むべき項目を掲げています。

(1) 保育の内容

② 保育環境

【基本的な考え方】

保育施設は、子どもの命を守ることを第一に考え、子どもにとって安心・安全な環境が整備されていることが必要です。子どもにとって保育室があたたかな親しみとくつろぎの場となるとともに、子どもが環境との相互作用を通して成長・発達していくことを理解し、心身共に健康に育つための活動の場となるよう、計画的に環境を整備し、状況に応じて環境の再構成を行うなど、工夫して保育を行います。環境の整備・再構築にあたっては、子どもが主体的に関わることができ、豊かで応答性のある環境にしていくことに加え、子どもが経験したことの意味を振り返り、活動の流れや子どもの心の動きに即して、よりよい環境に再構築していくことが、より重要となります。

また、子どもが自発的に活動し、興味・関心が様々に広がるように、成長・発達に合わせたおもちゃや絵本・季節の自然物などを用意するとともに、小金井の豊かな自然に触れる、戸外での活動の機会を持つことも重要です。

さらに、子どもにとっては、保育者や他の子どもなど人的環境も保育環境に含まれることを十分理解し、子ども同士や保育者との関係はもちろん、地域の人々とのかかわりなど、様々な人と関わることのできる環境を整えることも大切です。

具体的な行動の一例

室内の環境は子どもたちが安全で過ごしやすい環境を維持する。

一人ひとりの日々の生活リズムを大切にし、心身共に健康に育ち安定して過ごせるように環境を整える。

親しみのある物、生き物等が用意され興味関心が様々に広がるようにする。

発達にあった道具（食具・はさみなど）や玩具を用意する。

草花あそび、虫取り、川あそびなど、自然環境を生かした四季を感じるあそびの機会を作る。

自分たちの住む地域への関心を深めるため、商店街や地域の施設等を含む地域とのつながりを作ることでできる取組を行う。

この他に取り組むべき具体的な行動について考えてみましょう

(1) 保育の内容

③ 保育内容

【基本的な考え方】

保育を行うにあたっては、各保育施設の保育方針や目標に基づき、一人ひとりの子どもの発達の状況に合わせ、また個人差を踏まえ、長期的な見通しをもって計画的に保育を展開します。

また、子どもの状況のみならず、保護者の状況や意向を理解・受容し、それぞれの家庭環境に配慮しながら、必要に応じて関係機関と連携を取り、適切に援助することも重要です。

具体的な行動の一例

日々の保育は計画に基づいて行うが、子どもの姿に応じて柔軟に展開する。

子どもの生活のリズムを大切にし、健康や安全が守られ、安心感をもちながら落ち着いて過ごせるよう、適切に援助を行う。

子どもの国籍や文化の違いを認め、また、子どもの個人差、発達の差を踏まえて、一人ひとりが違って当たり前であり、互いに認め合う事が大切であることを伝える。

保育施設での生活をよりよく安定したものにするため、保護者と連絡を取り合い、家庭での生活の様子を把握する。

子どもが生活や遊びの中で直面するちょっとした困り感に気づき、その子にあった援助を行うことで、子ども自らが成長・発達していくことを支える。

保育は「子どものため」のものであることを認識し、養護と教育が一体となるよう常に子どもを中心とした保育を展開する。

小学校以降の子どもの発達を見通しながら、乳幼児期にふさわしい生活を通じて、創造的な思考や主体的な生活態度の基礎を培う。

この他に取り組むべき具体的な行動について考えてみましょう

(1) 保育の内容

④ 1歳未満児

【基本的な考え方】

初めて長い時間を保護者と離れて過ごし、また初めての集団生活を行うこの時期の子どもたちが、家庭で生活するように安心して過ごすために、様々な工夫が必要になってきます。特にこの時期の保育では特定の保育者との密接な関わりが重要であり、保育者の丁寧な、愛情を持った関わりにより築かれた信頼関係を土台として、子どもたちは外の世界に興味を広げていきます。

保育所保育指針では、この時期の保育のねらい及び内容として、身体的発達に関する視点「健やかにのびのびと育つ」、社会的発達に関する視点「身近な人と気持ちが通じ合う」、精神的発達に関する視点「身近なものに関わり感性が育つ」の3つの視点が示されています。

生涯にわたって生きる力の基礎を培うために特に大切なこの時期は、上記の3つの視点を踏まえた保育を行っていくことが重要です。

具体的な行動の一例

一人ひとりの発達過程を踏まえ、子どもの個人差や興味、関心に沿った援助を行う。

室内、戸外でさまざまな遊びをとおして身体を動かし健康な心と身体を育てる取組を行う。

やさしい語りかけ、歌いかけ、発声や喃語への応答や、肌のふれあいの温かさや心地よさを実感できるやり取りをとおして、特定の大人への愛着を育み、愛情の基盤を培う。

生活や遊びの中で自然物（虫・木の実・葉・花・石・砂・雪・氷など）を含む様々なものについて、「見る」「触れる」「探索する」など、体の諸感覚の発達を豊かにする取組を行う。

この他に取り組むべき具体的な行動について考えてみましょう

(1) 保育の内容

⑤ 1歳以上3歳未満児

【基本的な考え方】

この時期は、歩き始めから、歩く、走る、跳ぶなどへと基本的な運動機能が次第に発達し、排泄の自立のための身体的機能も整うようになってきます。

また、「イヤイヤ」「ジブンデ」などの自己主張が発現し、主張や要求を貫きたいという自分の気持ち、相手の気持ちとぶつかり合う時期です。子どもは、保育者に気持ちを共感してもらい、また代弁してもらうことで、相手の気持ちにも気付き、社会性の芽生えを育んでいきます。

この時期の発達の特徴を踏まえ、保育所保育指針においては、保育のねらい及び内容は「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5領域として示されています。

保育者は、これらの5つの領域を意識しつつ、子どもの生活の安定を図りながら、子どもが自分なりにやってみようとする姿を見守るとともに、愛情豊かに応答的に関わり、適切な援助を行うことが重要です。また、情緒的な絆を深められるようできるだけ特定の保育者が子どもとゆったりとした関わりをもつことも求められています。保育施設において子どもが過ごす集団の大きさや、そこでの遊びや活動のあり方は、年齢や活動の内容等に応じて異なります。3歳未満児は、クラスの人数に関わらず少人数での保育を行うなど、一人ひとりの子どもの状況に合わせた保育の形態や方法の工夫が求められます。

具体的な行動の一例

子ども一人ひとりの行動や思いをありのままに受け止め、共感的に心を動かしたり一緒に考えたりしながら、子どもが自分なりに考え、自分の力でやってみようとする気持ちを持つことができるよう援助する。

食事、睡眠、遊び、休息を規則正しくとり生活リズムをつくり健康に過ごすことができるよう配慮する。

保育者が、子どもの気持ちに共感や代弁をしながら、子どもが自己主張したり相手の気持ちに気づくなど、社会性の芽が育まれるよう関わる。

子どもたちが遊びに夢中になることができる時間と空間への配慮を行い、子どもの自主性、自発性を尊重すると共に子ども同士の関わり遊びが豊かに行われるよう定期的に玩具の入れ替えやコーナー作り等を工夫する。

自分の思いを伝えようとすることを大事にし、ゆっくりと落ち着いた態度で聴き、子どもからの言葉を引き出す。

子どもの表情、行為を受け止めその気持ちを言葉にして子どもに返していくことで思いや要求を表現できるようにする。

この他に取り組むべき具体的な行動について考えてみましょう

(1) 保育の内容

⑥ 3歳以上児

【基本的な考え方】

この時期は、基本的な生活習慣が自立し、理解する語彙数が増加し、知的興味や関心も高まってくることに加え、集団的な遊びや協同的な活動も見られるようになります。集団での取組を通して友達の良いところに気付き、力を合わせて一つの事に取り組む楽しさや達成感を味わい、次にチャレンジする力を得ていきます。

この時期の発達の特徴を踏まえ、保育所保育指針においては、「健康、人間関係、環境、言葉、表現」という5領域として保育のねらい及び内容が示されています。

保育者は、これらの5つの領域を意識しつつ、一人ひとりの状況に応じて個の成長と集団としての活動の充実が図られるよう、日々の保育を行っていくことが重要です。

具体的な行動の一例

戸外活動において、さまざまな身体の動かし方や、遊具の使い方、安全に楽しく遊ぶためのルールや危険回避の方法を学ぶことができるよう援助を行う。

生活や遊びの中で、子どもが互いに思いを主張し自分の気持ちの調整を学んでいけるように、声かけや働きかけを行う。

多様な経験を重ねていく中で達成感や満足感を味わうことが出来るよう援助を行う。

自然の中で思い切り遊び、好奇心や探究心を刺激するように目的をもって戸外活動を行う。

わからないことや知りたいことなどを、相手のわかる言葉で表現し、伝えられるよう援助する。

行事など特定の表現活動に偏るのではなく、毎日の生活や遊びの中で、心を動かされ自由に表現できるような環境を整える。

自己表現が豊かになっていく過程を共に楽しみ、さらに子ども同士の中で広がっていくよう工夫と援助をする。

この他に取り組むべき具体的な行動について考えてみましょう

(1) 保育の内容

⑦ 配慮を必要とする子どもの支援

【基本的な考え方】

一人ひとりが求める配慮はそれぞれ異なり、多様であるため、その子どもにとって必要なことは何なのかを子どもの立場に立って考え、支援することが必要です。

保育にあたっては、保護者と連絡を密にし、信頼関係を築きながら、子どもの発達状況や心身の状況を把握し、その子どもにあった配慮や支援を行います。また、その子どもだけでなく周りの子どもたちに対しても、いろいろな育ちがあり、ともに成長し社会で生活していく仲間であるという気持ちが育つよう、援助を行います。

保育者一人ひとりが、子どもの発達や文化の違い、経験の個人差等に留意した支援を行うために必要な知識や技術の習得に努め、職員全体で情報を共有するとともに、必要に応じて専門機関とも連携をとり、支援体制の充実を図ることも重要です。

具体的な行動の一例

個別配慮をしながらクラスの仲間と散歩へ行ったり、それぞれが楽しく生活できるように工夫する。

専門家のアドバイスをもらい、職員で共有することで、全体のスキルアップに努め、支援体制の充実につなげる。

他機関との連携をとりながら本人が生活していく中で困ることがないように成長発達を支援する。

子育てに困難や不安、負担感を抱いている保護者の気持ちに寄り添い、子どもの生育歴や各家庭の状況に応じた支援を行う。

この他に取り組むべき具体的な行動について考えてみましょう

(2) 健康及び安全

① 食育

【基本的な考え方】

保育施設における食育は、健康な生活の基本として「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標としています。毎日の生活体験を積み重ねる中で、適切な食生活と食習慣、食の楽しさ、食の大切さ、友達と一緒に食べる喜び、食材や調理する人への感謝の気持ちや命の大切さを学びます。

また、乳幼児期にふさわしい食生活が展開されるとともに、保護者や地域の多様な関係者との連携及び協働の下で食に関する取組が進められるよう、食育計画の作成・評価及び改善を行うことも重要です。

具体的な行動の一例

食事のときは、子どもの気持ちに寄り添い、無理やり食べさせるようなことはしないよう、支援を行う。

子どもたちが友だちや保育者との食事での会話を楽しみ、友だちと一緒に食べる喜びを感じながら給食を食べられるよう支援を行う。

個人差やその日の体調など個々の子どもの状態に合わせて量を加減したり、献立の趣旨に合った適切な温度で給食を提供する。

食事するタイミング（いただきます・ごちそうさま）は、無理に全員同じタイミングに統一せず、年齢や発達の状況等、子どもの状態に配慮し、個々の子どもの生活リズムに合わせたタイミングで行う。

各保育施設における給食方針や目標が計画され、計画に基づき職員同士が定期的に情報交換し、連携を図って食に関する取組を行う。

この他に取り組むべき具体的な行動について考えてみましょう

(2) 健康及び安全

② 健康

【基本的な考え方】

子どもの健康及び安全の確保は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本です。子どもの状態・発育・発達状況について定期的・継続的に、また必要に応じて随時把握し、子どもの心身の状態に応じた保育を行います。

子どもが自らの体や健康に関心を持てるよう、手洗いなどの清潔習慣が楽しく身につくよう援助を行います。

また、保護者からの情報や、登園時や保育中の子どもの状況を観察し、何らかの疾病や不適切な養育の兆候等が無いかに注意を払い、何らかの兆候が見られる場合は、必要に応じて囑託医や保護者、関係機関と連携を取り、適切に対応を行います。

具体的な行動の一例

定期的な健康診断に加え、日々の子どもの心身の状態の観察や保護者からの情報提供により、子どもの状態をきめ細やかに確認する。

子どもたちが自分の身体に関心を持ち、健康な身体づくりに取り組むよう支援を行う。

保育中、子どもの異常が発見されたら、保護者に連絡するとともに囑託医、かかりつけ医に相談して、適切な処置を行う。

この他に取り組むべき具体的な行動について考えてみましょう

(2) 健康及び安全

③ 安全管理

【基本的な考え方】

保育者には、子どもの心身の健やかな育ちを支援する為に、衛生的で快適な環境を整えるとともに、安全な環境を整備していく責任があります。

保育施設における事故のリスクは、大きく、「子どもの持つリスク」・「保育者の持つリスク」・「施設・設備の持つリスク」の3つに分けられます。事故発生の頻度を抑えるためにも、子どもの発達の特性と事故の関わりを理解し、3つのリスクを低くすることが重要です。

特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを理解し、安全対策のために全職員の共通理解や体制作りを図ることが求められます。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況に鑑み、これまで以上に感染症の予防・拡大防止のための取組を積極的に行うことが必要です。

具体的な行動の一例

遊具の安全点検や保育環境の点検を定期的に行うとともに、必要に応じ改善を行う。

外部からの不審者等の侵入防止のための対策や訓練を行う。

保育者の衛生知識の向上に取り組むとともに、衛生管理に関する対応手順の周知徹底を定期的に行う。

食物アレルギーに関する最新の知識を全職員で共有する。また、誤飲した場合の対応方法についても職員間で共有し、訓練を行う。

「保育所における感染症対策ガイドライン」など、国や関係機関から発出される通知や指針、各保育施設で作成するマニュアル等の内容について、職員間で共有する。

この他に取り組むべき具体的な行動について考えてみましょう

(2) 健康及び安全

④ 災害への備え

【基本的な考え方】

火災や地震などの災害の発生に備え、定期的に防火設備、避難経路の安全性の確認や避難訓練の実施など、安全対策をしていく必要があります。

実際に災害が発生した際に、保護者等への連絡や子どもの引き渡しを円滑に行うために、日ごろから保護者との情報共有に努めるとともに、地域や関係機関とも連携を行い、発災時には協力が得られるよう備えておくことも重要です。

具体的な行動の一例

防火設備・避難経路等の安全性が確保されるように、定期的に安全点検を行い、職員全体で共有する。

災害時を想定して、定期的に避難、消火、引き取り訓練を計画に沿って行う。

地域や関係機関との連携を図り、協力が得られるように努める。

この他に取り組むべき具体的な行動について考えてみましょう

(3) 子育て支援

① 保育施設を利用している保護者に対する子育て支援

【基本的な考え方】

子どもの健やかな育ちを実現できるよう、また保護者が安心して働き続けることができるよう、保育者が専門性を生かして子育て家庭の支援を行います。

保護者の置かれている状況や思いを受け止め、子どもの日々の状況を細かに伝える事で、共に子どもの成長を喜び、保護者が子育てへの自信や意欲を高めることができるよう、子どもの育ちと子育てを支援していく事が大切です。その際、子育てで保護者が孤立することがないよう、保護者への支援という一方向の視点ではなく、保育施設と保護者が一緒になってその子を育てていることを保護者と共有することも必要です。

具体的な行動の一例

保護者との相互理解のために、保護者が日々の保育の意図や保育のねらいを理解できるように説明を行う。

連絡ノートや面談を通して、保護者の気持ちや子育て等の悩みを聞く。

専門的な知識を生かして保護者の状況に寄り添い、必要な支援を行う。

この他に取り組むべき具体的な行動について考えてみましょう

(3) 子育て支援

② 地域の保護者等に対する子育て支援

【基本的な考え方】

地域に開かれた保育施設として、保育施設に在籍していない子育て家庭にも保育に支障がない限りにおいて施設や園庭等を開放し、交流の場を設定するなど、地域の保護者等に対して専門性を生かした子育て支援を行うよう努める必要があります。また、地域や関係機関等と連携を図り、子どもを中心として地域全体で子育てを行うための環境づくりに努めることが重要です。

具体的な行動の一例

子育て支援の取組として、地域住民との交流の機会などを保育施設の実情に応じて設けるなど、地域と連携・交流を行う。

施設や園庭等の開放、また子育て相談やミニ講演会の実施など、保育施設の実情に応じて地域の子育て家庭に対する支援を行う。

この他に取り組むべき具体的な行動について考えてみましょう

(4) 保育者としての資質向上

【基本的な考え方】

子どもたちに向き合い、子どもを中心として質の高い保育を継続的に展開するためには、保育者一人ひとりが自らの実践を振り返り、成果や課題をしっかりと自覚するとともに、自ら目標を立て、様々な研修等の機会を通じて専門性を高め、必要な知識や技能の取得に努めることが大切です。

多忙な日々の保育の中でも、子どもの人権を尊重し、その最善の利益を考慮して保育を行うために、自ら進んでスキルアップを重ねていくことはとても重要です。

具体的な行動の一例

保育指針を十分に理解し、日々の保育実践に活かすとともに、向上心を持って保育に取り組む。

倫理観、人間性、保育者としての責任の自覚を基盤として、保育に従事する。

研修の機会をとらえてスキルアップをし、職員間で伝え合い共有する。

保育施設内の職員間において、日常的に指導や助言をして支え合っていく関係をつくり、それぞれの経験を踏まえてお互いの専門性を高め合う。

本ガイドラインの内容を理解し、保育施設での職員同士の意見交換や話し合いなどの場においても積極的に活用し、保育の質の維持・向上を図る。

自分自身の健康管理に注意を払う。

この他に取り組むべき具体的な行動について考えてみましょう

保育の質の維持・向上のためには、保育者個人が取り組むべきことは多々ありますが、それと同時に、保育事業者においても、取組が必要です。

これまで、主に保育者個人が取り組むべきことを記載してきましたが、ここでは、主に保育事業者において取り組むべき基本的な事柄を記載します。

(1) 運営体制

【基本的な考え方】

保育者が安心して保育に従事し、常により良い保育に向かって取り組む姿勢を支えるためには、保育施設の経営が健全に行われていることが不可欠です。

このためには、十分な職員配置はもちろん、適切な広さや設備、子どもや保育者の動線を考慮した保育室が確保され、保育に必要な備品や遊具・玩具等の整備・充実には保育者の意見を反映し、子どものための保育を展開する保育環境が整えられるよう、保育に必要な経費が確保されている必要があります。

また、各保育者がそれぞれの職位や職務内容等に応じて必要な知識や技能を身に付けられるよう、体系的・計画的な研修機会を確保するとともに、保育者の勤務体制の工夫等により、保育者が計画的に研修等に参加し、その専門性の向上が図られるよう努める必要があります。

さらに、保育施設を適正に運営していくために、保護者等からの意見や要望に誠実に対応し、保護者等との相互理解を図り、信頼関係を築いていくことが重要です。

具体的な行動の一例

保育事業者として、熱意と積極性を持っており、保育に対する理念や方針が明確である。

保育者が安定して働き続けることができる労働条件（給与水準・休暇制度・休憩時間など）が整備されている。

保育者の経験年数や年齢等について、均衡のとれるような体制に配慮している。

保育者が自らの目標に向かって取り組めるようキャリアパスが明確に示され、それに合わせた研修体制が整えられている。

保育者が、日々の保育に、向上心を持って取り組むことができる環境を整える。

保育者が、研修に参加できる機会を整えるとともに、その結果を保育者間で伝え合い共有する機会を設ける。

この他に取り組むべき具体的な行動について考えてみましょう

(2) 保育の質の向上のための家庭及び地域社会との連携

【基本的な考え方】

保育の質の向上のためには、行政、保育施設、保護者、地域住民、地域の関連施設等が十分に連携をとり、一人ひとりの子どもの生活全体について互いに理解を深めることが必要です。

保育施設及び保育者は、社会全体で子どもの育ちを支援していくという視点を持ち、保護者や学校をはじめとする地域の関係機関等と積極的に情報交換や連携を行い、地域に根ざした保育施設の運営を行うことが求められます。

子どもたちが地域の自然に接したり、幅広い世代の人々と交流するなど、保育施設外においても豊かな体験を得る機会を得るために、保育施設及び保育者は日ごろから身近な地域社会の実情を把握することが重要です。また、地域から子どもや保育について理解や親しみをもって見守られるために、保育施設の存在やその役割が地域に認知されるよう努めることも求められます。

具体的な行動の一例

社会全体で子どもの育ちを支援するという視点を持ち、必要に応じて保護者や地域の関係機関等と情報交換を行っている。

地域の実情を理解するための取組を行っている。

保護者や地域の関係機関等に、保育施設の存在や役割について理解を求めるための取組を行っている。

地域に開かれた社会資源として、次世代育成支援（職場体験、ボランティア、インターンシップ、実習生の受け入れ）や、世代間交流（高齢者施設との交流等）を行う。

この他に取り組むべき具体的な行動について考えてみましょう

小金井市子どもの権利に関する条例

平成21年3月12日

条例第11号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 子どもにとって大切な権利（第6条—第11条）

第3章 家庭、育ち学ぶ施設および地域における子どもの権利の保障（第12条—第14条）

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進（第15条）

第5章 子どもの権利の侵害に関する相談と救済（第16条）

第6章 雑則（第17条）

付則

前文

子どもは、愛情をもって自分のことを考え、接してほしいと願っています。子どもは、成長の過程で間違い犯すこともあります。そんなときも、愛情をもって教え導かれ、見守りはぐくまれることで、自分自身のことを大切に思い、安心して成長することができます。

子どもは、自分の意思を伝え、受け止められることを願っています。どんなに小さい子どもでも、自分の意思を伝えようとするいろいろな方法で表現しています。それらを真剣に受け止めてくれる相手がいることで、他者の意思を受け止め、思いやるように成長することができます。

子どもは、より良い環境で育ち育てられることを願っています。安心して過ごすことができる相手や時間や空間が保障されることで、経験を成長にいかすことができます。自分の言いたいこと、考えていることを自由に表現できる環境が確保されることで、他者の考えに気付くように成長することができます。

このように、子どもは、愛情をもって育てられることで自分の意思を持ち、それを自由に表現できる環境があることで、他者と共に生活していることに気が付きます。そして、他者と共に平和な暮らしを創り出すことが大切に思えるように成長することができます。「愛情」「意思」「環境」は密接に関連し合いながら、おとなへと成長していく子どもを支えているのです。また、「愛情」「意思」「環境」は、おとな、そして社会全体にとっても必要です。

「愛情」「意思」「環境」が尊重され、安心して生き生きと暮らしていくために、そして「愛情」「意思」「環境」を願い求める子どもの権利が保障される社会にしていくために、ここに条例を制定します。

第1章 総則

(条例が目指すこと)

第1条 この条例は、おとなと同じように子どもが権利の主体であるということにもとづいて、子どもにとって大切な権利を、子どももおとなにもはっきり分かるようにします。子どもは、その年齢や成長に応じ、おとなのかかわりや子どもどうしのかかわり合いの中から、互いの権利の尊重、社会での役割や責任などを学び、権利を実現していく力を培っていくのです。子どもが生き、暮らし、活動する場で、市や市民その他の人たちが何をしたらよいかを定めることにより、子どもの権利の保障を図り、すべての子どもが生き生きと健やかに安心して暮らせるまち小金井をつくることを目指します。

(この条例で使われることばの意味、内容)

第2条 この条例で使われている次のことばの意味は、それぞれのことばのあとに説明されているとおりです。

- (1) 子ども 18歳未満の市民や市のかかわりを持っている人
- (2) 親等 親と、親にかわって子どもを育てている人
- (3) 育ち学ぶ施設 子どもが育ち、学び、入所し、通い、使用する施設
- (4) 育ち学ぶ施設の関係者 育ち学ぶ施設をつくった人、管理する人、そこで働く人
(人権の尊重)

第3条 子どもとおとなは、日本国憲法が保障する基本的人権を尊重し、命をいつくしむとともに、人を思いやる心を持つように努力します。また、自分の人権だけでなく、他者の人権についても正しく理解し、互いの人権を尊重しなければなりません。

(みんなが果たさなければいけないこと)

第4条 おとなは、子どもが権利の主体であることを十分理解し、その権利を保障するようにしなければなりません。

2 おとなは、子どもにとって最もためになることを第一に考えて、子どもの年齢と心身の成長にふさわしい支援を行うようにしなければなりません。

3 子どもは、自分が権利の主体として大切にされることと、だれもが同じように権利を持っていることを十分理解した上で、他者を思いやり、互いの権利を尊重しなければなりません。

4 市は、子どもの権利を大切に、市の計画や事業の中で子どもの権利が守られるようにしなければなりません。

(子どもの権利の普及)

第5条 市は、子どもの権利について市民に広く知らせます。そして、子どもの権利について市民の理解を深めるための機会をできるだけたくさんつくります。

2 市は、家庭、学校、地域で、子どもが自分や他者の権利についての学習などを積極的に行えるよう、その条件をできるだけ整えます。

- 3 市は、^{しせつ}育ち学ぶ施設の関係者や、広くおとなに対し、子どもの権利についての理解がより深まるよう、研修の機会などをできるだけ提供します。
- 4 市は、子どもや市民が子どもの権利についての自主的な学習などを行うとき、できるだけ力を貸してその活動を助けます。

第2章 子どもにとって大切な権利

(子どもの大切な権利)

第6条 この章に定める権利は、すべての子どもがかけがえのないひとりの人間として生きていくために、特に大切な権利として保障されなければなりません。ただし、^{ねんれい}年齢や発達に^{おこ}応じて、それに^{はいりよ}ふさわしい配慮がされなければなりません。

(安心して生きる権利)

第7条 子どもは、家庭や社会の中で、ひとりの人間として尊重され、安全に、そして愛情に包まれて安心して生きることが出来ます。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。また、その権利を^{おか}侵すような行為を行ってはなりません。

- (1) 命が守られ、何ものにもかえられないものとして大切にされること。
- (2) いじめ、差別、暴力を受けず、放っておかれないこと。
- (3) 健康について気づかれ、適切な^{いりよう}医療が受けられること。
- (4) 愛情と理解をもって大切に育てられ、^{ねんれい}年齢や成長に^{かんきよう}ふさわしい環境で生活できること。

(自分らしく生きる権利)

第8条 子どもは、その人格が尊重され、自分らしく生きることが出来ます。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。ただし、権利を使うことによって、他者の権利を^{おか}侵すような行為を行ってはなりません。

- (1) 個性や他者との^{ちが}違いが尊重されること。
- (2) プライバシーが守られること。
- (3) 安心できる場所で自分を休ませる時間を持てること。
- (4) 自分の気持ちや思っていることが大切にされ、それをいろいろな方法で表すこと。

(ゆたかに育つ権利)

第9条 子どもは、いろいろなことを身につけ自分をゆたかにしながら、育つことが出来ます。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。ただし、権利を使うことによって、他者の権利を^{おか}侵すような行為を行ってはなりません。

- (1) 学ぶこと。
- (2) 遊ぶこと。
- (3) 文化、芸術、スポーツに親しむこと。
- (4) 仲間をつくり、何かのために集まること。

- (5) 自然に親しむこと。
- (6) 必要な情報を手に入れたり、利用したりできること。
- (7) 社会に貢献する活動に参加すること。
(意見を表明する権利)

第10条 子どもは、自分と関係が深いことがらについて、自分の考えや意見をはっきり表すことができます。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。ただし、権利を使うことによって、他者の権利を侵したり、信用を傷つけたり、公の秩序に反してはなりません。

- (1) 考えや意見を十分に表すことのできる機会が大切にされること。
- (2) 考えや意見が、その人の年齢や成長にふさわしい形で尊重されること。
(支援を受ける権利)

第11条 子どもは、困ったり、つらい気持ちになったりしたとき、また、他者に迷惑をかけたとき、市や周りの人たちから、適切な支援を受けることができます。

第3章 家庭、育ち学ぶ施設および地域における子どもの権利の保障 (家庭での子どもの権利の保障)

第12条 親等は、子どもの健やかな成長のために、最も重い責任と義務を負っています。

2 親等は、育てている子どもが権利を主張したり、使ったりするとき、子どもがどれくらいできるか、どれくらい成長しているかをよく考えて、助言をし、教え導くなど、支援する必要があります。その際、親等は、子どもにとって最もためになることを第一に考えなければなりません。

3 親等は、育てている子どもに対して、虐待など、子どもの権利を侵すような行為を行ってはなりません。

4 親等は、子どもを育てることに關して、市から必要な情報や支援を受けることができます。
(育ち学ぶ施設での子どもの権利の保障)

第13条 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの権利を保障しながら、子どもが自分自身の力で、育ったり、学んだりできるよう支援しなければなりません。その際、育ち学ぶ施設の関係者の責任において、子どもにとって最もためになることを第一に考えるものとします。

2 育ち学ぶ施設の関係者は、障がいのある子どもに配慮し、その子どもができる限り力を出せるよう、適切な支援を特に行わなければなりません。

3 育ち学ぶ施設の関係者は、その施設で事故などがおこらないよういつも心がけるとともに、子どもの安心と安全のための体制を整え、それを保つよう努力しなければなりません。

4 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもに対して、虐待や体罰など、子どもの権利を侵すような行為を行ってはなりません。

5 育ち学ぶ施設の関係者は、育ちや学びに関する情報をできるだけ提供するとともに、施設での活動について子どもや市民に説明する責任を果たさなければなりません。

- 6 育ち学ぶ施設しせつの関係者は、子ども本人に関する書類などを、適切に管理し取り扱あつかわなければなりません。
 - 7 育ち学ぶ施設しせつの関係者は、親等、市、関係機関、関係団体と、互たがいに連絡し協力し合い、子どもの権利が保障されるよう努力しなければなりません。
(地域での子どもの権利の保障)
- 第14条 市民は、地域の中で、子どもの権利が保障され、子どもが健やかに成長できるよう努力しなければなりません。
- 2 市民は、地域の中で、子どもにとって安心かつ安全な環境かんきょうを整え、それを保つよう努力しなければなりません。
 - 3 市民は、地域の中で、子どもが地域の一員として参加できる機会をつくり、参加のための手助けをするよう努力しなければなりません。
 - 4 市民は、第1項から第3項までのことを行うに当たって、親等、市、育ち学ぶ施設しせつの関係者、関係機関および関係団体と互たがいに連絡し協力し合うよう努力しなければなりません。

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

- 第15条 市は、子どもの権利が保障され、それがいかされるまちが、市民にとってやさしいまちであるという考えにもとづいて、まちづくりを行うよう努力します。
- 2 市は、子どもが市政などに対して持つ考えや思いを反映させる機会をつくるよう努力します。また、市がつくった育ち学ぶ施設しせつや子どもが利用する施設しせつなどで、子どもの意見がいかされるよう、子どもの参加の機会をつくるよう努力します。
 - 3 市は、子どもに関する市の計画や対策が総合的に行われるよう、市の組織を整えます。

第5章 子どもの権利の侵害しんがいに関する相談と救済

- 第16条 子どもや親等は、市に対し、子どもの権利の侵害しんがいについて相談し、または権利の侵害しんがいから救われるよう求めることができます。
- 2 市は、子どもの権利の侵害しんがいに関する相談について速やかに対応します。
 - 3 市は、子どもや親等から救済を求められたとき、または子どもを救う必要があると判断したときは、適切な措置そちをとります。その際には、関係機関や関係団体と互たがいに連絡し協力し合います。

第6章 雑則

- 第17条 この条例に定めるもののほかに必要な事項じこうは、市長および教育委員会等が定めます。

付 則

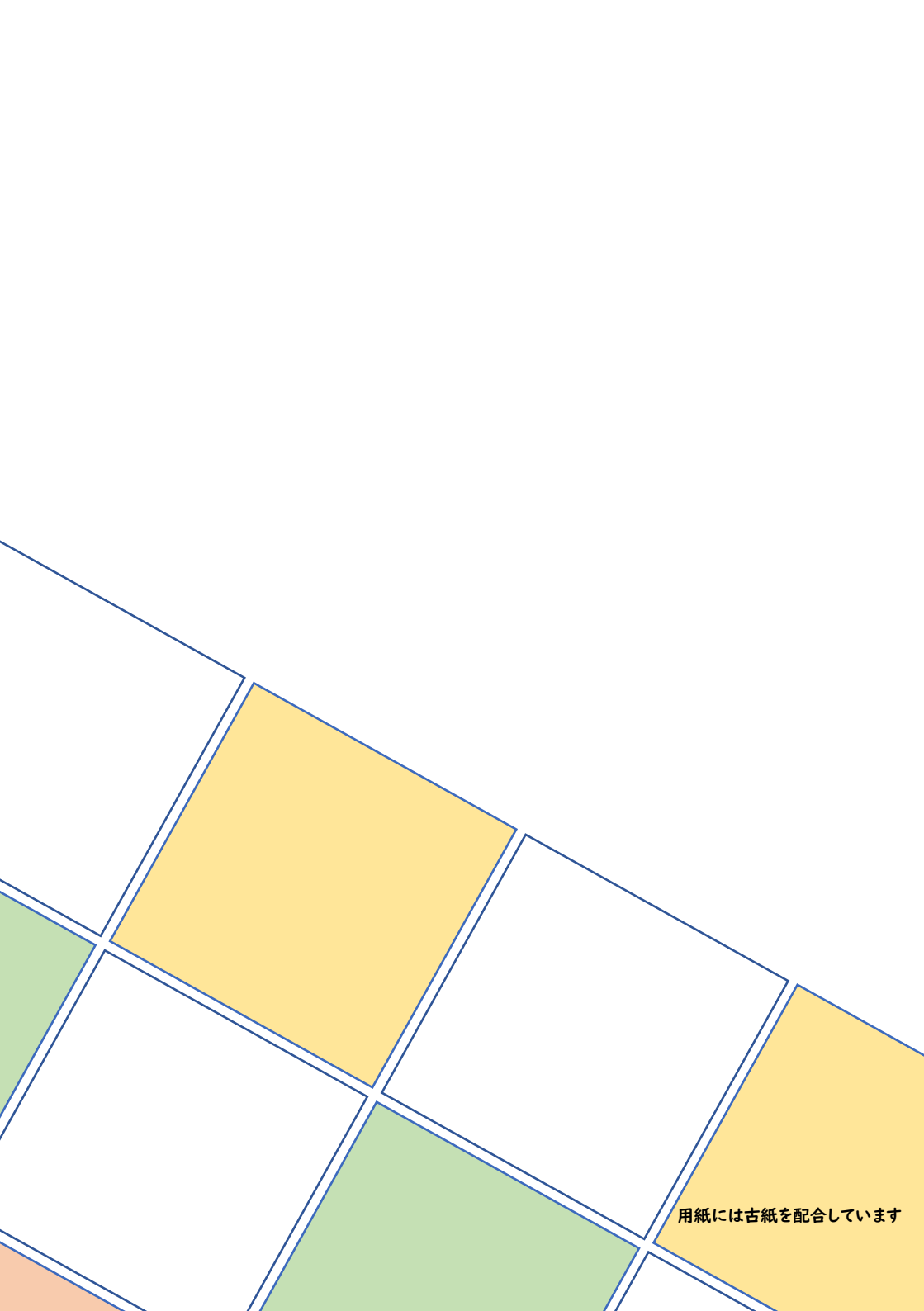
この条例は、公布の日から施行しこうします。

令和3年3月発行

小金井市 子ども家庭部 保育課

〒184-8504 東京都小金井市本町六丁目6番3号

電話：042-387-9846 / FAX：042-386-2609



用紙には古紙を配合しています